平成２４年（フ）第４７０号
京都市西京区山田庄田町３番地92　ウエストハイツ上桂402号
債務者　ミートショップいないこと　岡田　剛
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４９０号
京都市北区西賀茂北山ノ森町18番地、住民票上の住所京都市北区西賀茂北川上町99番地２
債務者　土明　宗正
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目24番７号101号室
債務者　横川　　篤
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第８６号
奈良県大和郡山市九条町416番地13
債務者　児嶋　正子
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第９６号
奈良県桜井市大字上之宮291番地の１
債務者　阿部由有子（旧姓阿久澤）
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１０８号
奈良市中登美ケ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ52―106号
債務者　柴田　一成
1　決定年月日時　平成24年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３３号
島根県出雲市知井宮町963番地１雇用促進住宅西出雲宿舎１―202
債務者　松下　　健
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第３７号
広島県三原市頼兼１丁目２番47号
債務者　鳥越　　浩
1　決定年月日時　平成24年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
愛媛県松山市北斎院町810番地９
債務者　柚山　辰生
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５号
愛媛県松山市古三津１丁目１番22号　岸アパート１Ｆ西側
債務者　長津　勝彦
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１０１号
愛媛県松山市土居田町550番地
債務者　山口　利子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１２号
愛媛県松山市内宮町甲６番地１　サントノーレ内宮101号
債務者　宮田　真弓
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１８号
愛媛県松山市一番町１丁目13番地３　ライオンズマンション一番町401号
債務者　山本千代美
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２２号
愛媛県松山市余戸東１丁目10番23号
債務者　髙岡　　宏
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２５号
愛媛県松山市南梅本町甲1163番地18
債務者　林　　澄子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２６号
愛媛県松山市竹原３丁目３番３号　コーポ竹原13号
債務者　宮本　健太
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４０号
愛媛県松山市土居田町580番地１　レモンガーデン土居田202号　今井寛子方、住民票上の住所愛媛県松山市堀江町甲727番地５
債務者　野々市和子
1　決定年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで　松山地方裁判所民事部